

<空き家バンクへの登録について>

売却や賃貸を希望される空き家の情報を空き家バンクに登録し、情報発信します。

○ 登録ができる方

空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却、交換又は賃貸を行うことができる方。ただし、所有者等が宅地建物取引業者である場合は登録できません。

※ 空き家の所有者等であることがわかる書類（住宅の登記簿謄本等）をご提示ください。

○ 登録できる空き家

- ・ 加古川市内にある現在居住又は利用をしていない住宅（近く居住又は利用をしなくなる予定のものを含む。）及びその敷地。ただし、区分建物、長屋住宅は除きます。
- ・ 建築基準法及び都市計画法に違反していないもの
- ・ 専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約のいずれの契約も締結していないもの

※ 詳しくは住宅政策課へお問い合わせください。

○ 空き家バンク登録の流れ

- ① 空き家等所有者等が、加古川市住宅政策課へ「空き家バンク登録申込書、誓約書」「空き家バンク登録カード」「空き家の所有者等であることがわかる書類（住宅の登記簿謄本等）」を提出

↓

- ② 市は申し込み内容を確認し、登録要件を満たしている場合、空き家バンクに登録し、空き家情報の概要を市ホームページに公開

※ 接道不良など流通に支障となる課題がある場合は、その課題解決に向け、市で相談・協議を行い、課題整理のうえで空き家バンクへ登録

↓

- ③ 仲介業者の紹介を希望される所有者には、宅建協会加古川支部会員の協力業者リストにより紹介

※ 売却や賃貸に向けた具体的な相談や物件調査等は協力業者に行っていただきます。

↓

- ④ 空き家バンクに登録した空き家情報の詳細を、市ホームページ及び全国版空き家バンク等で情報発信

○ 空き家バンク登録申請関係書類

- ・ 空き家バンク登録申込書（様式第1号）、誓約書（別紙）
- ・ 空き家バンク登録カード（様式第2号）

○ 個人情報の取り扱いについて

登録された空き家情報については、必要事項について公開することとし、個人情報については、加古川市個人情報保護条例の規定に基づき、利用希望者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。